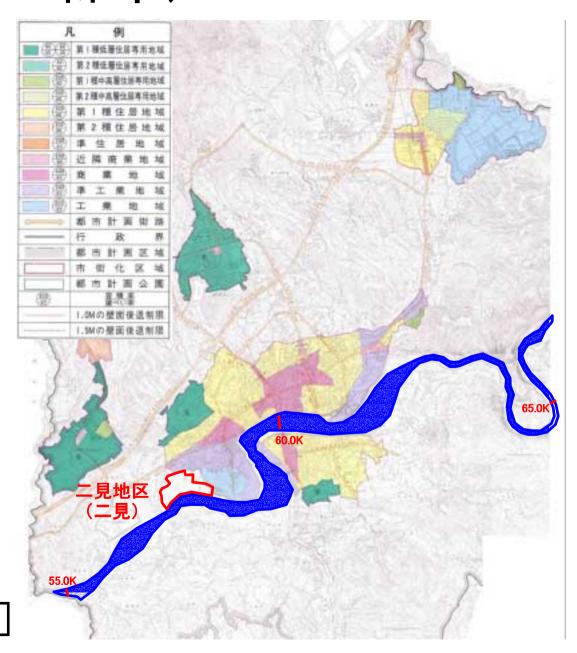
土地利用計画(五條市)

▼用途区域

五條市の市街化区域は、用途 区域が定められており、各地区 は、右図のとおりに用途区域が 定められている。

〇二見地区(二見)

→市街化調整区域



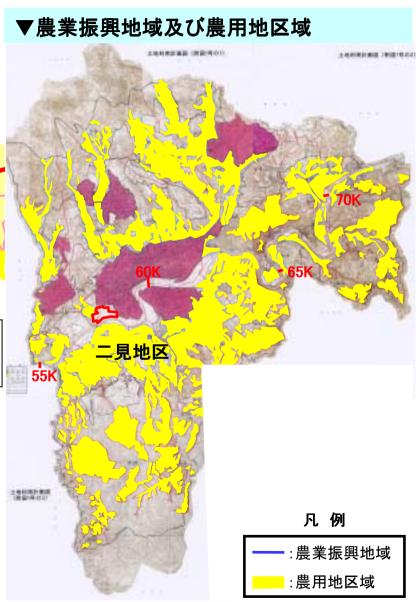
「大和都市計画地域地区指定図(五條市)」より抜粋

土地利用規制(五條市)

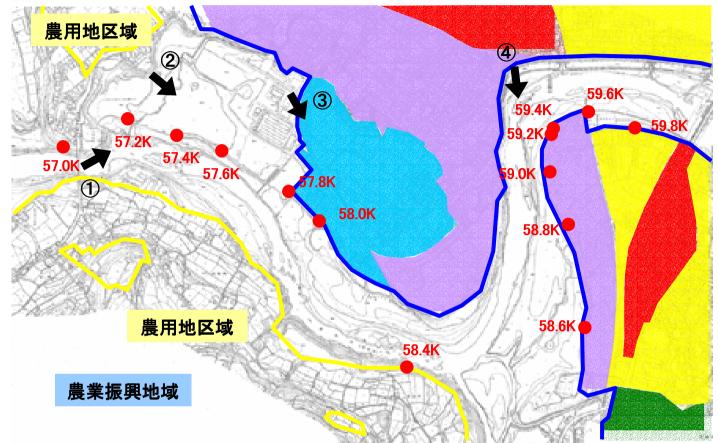
▼都市計画区域 全て都市計画地域になっている。

▼農業振興地域及び農用地区域 農業振興地域整備計画において農業振興地域に指定されているが農用地区域には指定されていない。





二見地区(五條市)



※農業振興地域及び農用地区域は、1/25,000スケールからの転記であり、地籍等は考慮していない。



2





未利用地が広がる(川側より)

未利用地が広がる(堤内地側より)

五新鉄道跡が残っている

川幅が広くなっている

二見地区(五條市)

